

市・県民税の申告相談が始まります

確定申告、市・県民税の申告が必要かどうか確認を

チャートで、申告が必要かどうかを確認しましょう。詳しくは、本庁税務課または支所市民課へ問い合わせてください。

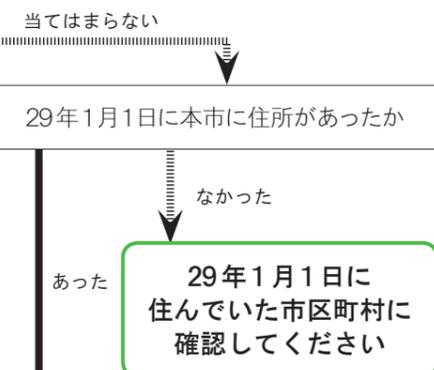
当てはまるかを☑チェックしてください

- 中途退職やアルバイトなど、年末調整を受けていない給与収入がある
 - 給与所得の年末調整を受けた給与以外に20万円を超える所得がある *
 - 給与所得の年末調整を受けたが、受け忘れた控除があるまたは医療費控除や寄附金控除なども受けたい
 - 公的年金(障害年金や遺族年金は含まない)の収入額が400万円を超えている
 - 公的年金の収入額が400万円以下で、そのほか20万円を超える所得がある *
 - 公的年金の収入額が400万円以下で、生命保険料控除や医療費控除などを受けたい
 - 農業、営業、不動産または生命保険などの満期返戻金・一時金などの収入により、所得税を納める必要がある
 - 住宅借入金等特別控除(1年目)を受けたい
 - 土地や建物等を売った
 - 純損失や雑損失が生じ、損失を繰り越したいまたは前年から繰り越した損失と損益通算したい
 - 所得税の青色申告をする
- * 自家用米や野菜の作付、中山間地域交付金などの各種補助金・交付金は農業所得

一つでも当てはまる

税務署で確定申告をしてください

14ページの一関税務署からのお知らせを確認してください
確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません



当てはまるかを☑チェックしてください

- 給与収入だけで年末調整が済んでいて、勤務先が市へ「給与支払報告書」を提出している *不明な場合は勤務先へ確認してください
- 65歳以上(昭和27年1月1日以前の生まれ)で収入は公的年金だけ収入の合計額が148万円以下だった
- 65歳未満(昭和27年1月2日以降の生まれ)で収入は公的年金だけ収入の合計額が98万円以下だった
- 源泉徴収票のほかに追加したい控除はない

当てはまらない

一つでも当てはまる

市・県民税の申告が必要です 右の申告方法を参考に、市・県民税申告書を提出してください

**申告は
必要ありません**

円滑な申告を行うための事前準備に協力を

申告に必要な書類の作成や、資料の整理が行われていないと、通常の申告書の作成に比べて時間が多くかかるため、待ち時間が長くなります。

そこで、皆さんの待ち時間を短縮するため、29年度の申告相談からは、所得や控除の種類に応じた必要書類の事前準備の状況で受け付けの順番を整理します。書類の事前準備に協力してください。

市・県民税の申告が不要な人について

●保険制度(国民健康保険・後期高齢者医療保険)の審査で、所得の確認が必要な人は、**4月以降に専用の申告書を送付します**。各保険制度の申告期限までに申告してください。

所得課税扶養証明書が必要な場合には、6月以降に本庁支所の窓口で証明書の交付申請とあわせて申告することで証明書を即日交付します。

* 28年中の所得に係る証明書の交付は29年6月以降になります

市・県民税の申告方法について

市・県民税の申告が必要な人は、次のとおり申告してください。また、28年度の課税状況を基に、申告が必要と思われる人には「平成29年度分市民税・県民税申告書」を送付しています。申告書が郵送されていない人でも、左のチャートで市・県民税の申告が必要な人は、郵送または申告相談会場で申告してください。

■郵送で申告する場合

3月15日④までに必要書類を添付して、申告書を郵送

申告に必要なもの

- ①市が郵送した申告書を受け取った人は平成29年度分市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーと身元が確認できる書類のコピー
- ③印鑑
- ④28年中の収入を確認できる書類…給与や公的年金の源泉徴収票/収入や経費を整理した収支内訳表(営業、農業や不動産所得がある人)/生命保険・損害保険の満期返戻金、解約払戻金、個人年金の支払証明書など
- ⑤所得控除の内容を証明する書類…医療費の領収書

申告にはマイナンバーが必要です

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告の際は、マイナンバーカード(個人番号カード)のコピーを持参してください。
マイナンバーカードを持っていない人は、番号を通知カードかマイナンバーが記載してある住民票で確認します。

してください。申告内容を確認する場合があります。必ず電話番号を記入してください。

添付書類や申告書の控えの返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■申告相談会場で申告する場合

日程を確認して、申告相談会場で申告してください。
*申告期間中は、本庁・各支所窓口で申告相談ができません

- ／社会保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書/国民年金保険料、生命保険料、地震保険料(損害保険料)の控除証明書/寄附金の領収書など
- ⑥障害者控除を受ける人は障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ⑦配偶者控除や扶養控除を受ける人は配偶者や被扶養者の収入とマイナンバーが確認できる書類のコピー

障害者控除とおむつ代の医療費控除について

- 「障害者控除対象者認定書」で障害者控除が受けられます
障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上の高齢者で要介護認定を受けている場合、所得税と市・県民税の障害者控除の対象になります。控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。
- おむつ代の医療費控除が受けられます

6カ月以上寝たきりでおむつが必要な人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。控除を受けるには、医師の

証明書が必要です。介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、市が発行する認定書で控除が受けられます。

*「障害者控除対象者認定書」「おむつ使用の認定書」は本庁長寿社会課または各支所保健福祉課で交付します。即日発行はできません。事前の申請が必要です

●本庁長寿社会課 ☎ 8370 または各支所保健福祉課